

令和2年度子どものための教育・保育給付費等の改正点について

資料1-4

(公定価格について)

1. 令和元年度国家公務員給与改定に伴う単価改定

令和元年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善(+1.0%)を令和2年度の公定価格にも反映する。

2. 処遇改善等加算の運用の改善

処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの基準年度を、「加算当年度の前年度」とする。また、処遇Ⅱにおける月額4万円の賃金改善を行う職員を「1人以上」に緩和

3. 土曜日に閉所した場合の減算の見直し

現在、月を通じて土曜日に閉所する場合に限って適用しているところ、当該月の土曜日の閉所日数に応じた減算の仕組みを導入

【当該月の土曜日の閉所日数に対する公定価格の減算の割合】

●1日 1/100～2/100 ●2日 3/100 ●3日以上 4/100～5/100 ●全て 5/100～6/100 (定員区分による)

4. 減価償却費加算の地域区分の見直し

地域区分を廃止し、加算額を最も高い単価に統一

5. 栄養管理加算の拡充

雇用形態を問わず、囑託する場合や、調理員等として栄養士を雇用している場合の費用を措置

また、加算時期は、3月から各月に変更

6. チーム保育推進加算の要件緩和

加算要件を「職員の平均経験年数が15年以上」から、「職員の平均経験年数が12年以上」に緩和

7. 所長設置加算の基本分単価への組み入れ

加算を廃止し、基本分単価に組み入れる。併せて、施設長が設置されていない場合の減算調整措置を設け、現行の所長設置加算の要件を満たさない施設については、施設長の人件費相当額を減額する。

8. 入所児童処遇特別加算の名称変更

趣旨・目的を適切に表現できるよう「高齢者等活躍促進加算」に名称を変更

(市加算運営費について)

1. 市職員雇用費の賞与分支給月数の変更

市職員の給与改定に伴い、市加配分である休憩休息保育士、年休代替保育士、看護師、調理員、栄養士の雇用費(雇用補助費)について、賞与分の支給月数を4.45月から4.5月(+0.05月)に変更

2. 市臨時職員標準賃金の見直しに伴う単価変更

次に挙げる運営費について、単価を変更。変更後の単価は、資料1-5を参照

●障害児保育費 ●延長保育費(障害児加算分) ●週40時間勤務保障保育士雇用費 ●産休等代替臨時職員雇用費
●市休日保育加算(障害児受入分)

3. 市処遇改善等加算Ⅱの加算保障額を拡充

経験年数7年目以上の職員を対象とし、加算保障額を2万円から4万円に拡充

4. 栄養管理加算の拡充に伴う栄養士雇用補助費の廃止

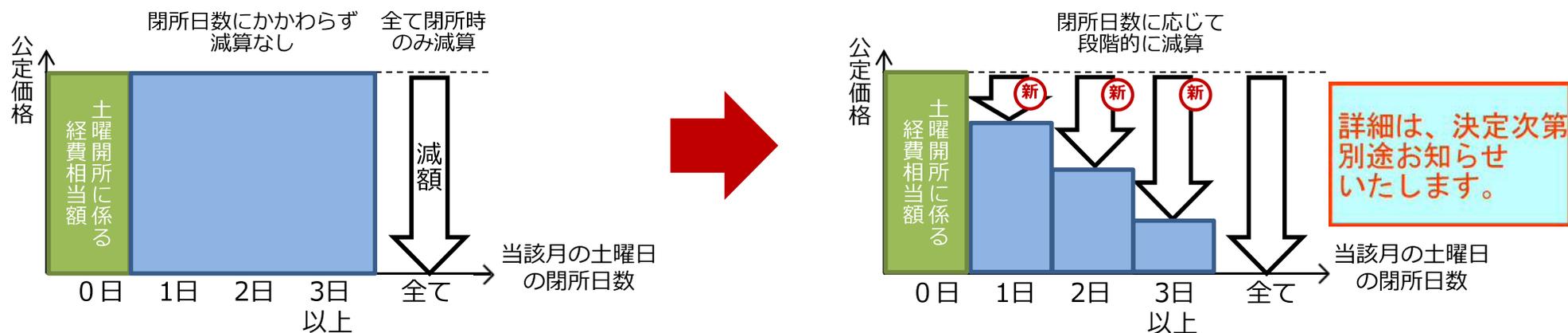
これまで、公定価格上の栄養管理加算の不足分を補完する目的で加算されていた栄養士雇用補助費について、栄養管理加算の拡充に伴い廃止する。

土曜日に閉所する場合の減算調整の見直し

【参考1】

- 保育認定子どもに係る公定価格では、基本分単価等において、月曜日から土曜日までの週6日、年間約300日の開所を想定しつつ、利用希望がないなどにより土曜日に閉所する場合、公定価格を減算する調整措置を設けている。
- この調整措置は現在、月を通じて土曜日に閉所する場合に限って適用しているところ、当該月の土曜日に閉所した日数に応じて設定する割合により段階的に減算する仕組みに見直す。
- なお、他の保育所等との共同保育により利用希望者の保育を確保した場合は、閉所日数に含めない。

<イメージ>



【減算要件】

	現 行	見直し後
減算調整の対象となる施設の要件	施設を利用する保育認定子どもについて、 <u>土曜日</u> に係る保育の利用希望がないなどの場合に、 <u>月を通じて土曜日に閉所する施設</u> に適用する。	施設を利用する保育認定子どもについて、 <u>土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）</u> に係る保育の利用希望がないなどの理由により、 <u>当該月の土曜日に閉所する日がある施設</u> に適用する。 また、 <u>開所していても、保育の提供をしていない場合には閉所しているものとして取り扱う。</u>
公定価格の減算の割合 ※定員90人・6/100地域の保育所の例	7/100	当該月の土曜日に閉所した日数に応じた割合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日 2/100 ・ 2日 3/100 ・ 3日以上 5/100 ・ 全て 6/100

※令和2年度から所長設置加算を基本分単価に組み入れることとしている影響により、「現行」の減算率と「見直し後」の全ての土曜日に閉所した場合の減算率が異なっている。

単価は定員区分によって異なります。
それぞれの施設の減算割合については、支給要綱⑫土曜閉所減算を御覧ください。

栄養管理加算の拡充

【参考8】

- アレルギー等への対応や食育の推進のため、栄養士を雇用等している保育所等に対する栄養管理加算の充実を図る。

【加算概要】

食事の提供に当たり、栄養士を活用してアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に対して、これらに要する費用の相当額を加算する。

【加算要件・加算額】

	現 行	見直し後												
加算要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。 ・ <u>年間を通じて活用している場合に対象とする（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員等として栄養士を雇用している場合も対象となる。 												
加算額	<p><u>年額 12万円</u></p> <p>※ <u>3月分の公定価格に加算</u></p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>詳細等については、 決定次第、別途 お知らせいたします。</p> </div>	<p><イメージ> 以下のいずれかの単価を加算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼稚園</th> <th>保育所等、認定こども園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合)</td> <td>約80万円</td> <td>約90万円</td> </tr> <tr> <td>栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合)</td> <td>約50万円</td> <td>約60万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>12万円</td> <td>12万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の1/12の金額を各月の公定価格に加算</p>		幼稚園	保育所等、認定こども園	栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合)	約80万円	約90万円	栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合)	約50万円	約60万円	上記以外の場合	12万円	12万円
	幼稚園	保育所等、認定こども園												
栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合)	約80万円	約90万円												
栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合)	約50万円	約60万円												
上記以外の場合	12万円	12万円												